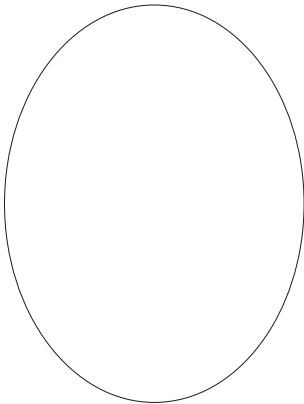


少年審判の国選付添人制度拡大が実現

◆◆少年法改正の意義と課題◆◆

4月18日、改正少年法が公布された。改正の内容は、①国選付添人制度の対象事件の拡大、②検察官関与制度の対象事件の拡大、③少年に対する刑罰の見直しである。



筆者の山崎健一会員

この法改正により、6月18日から、少年審判における国選付添人制度の対象は、被疑者国選付添人制度の対象事件と同じ範囲にまで拡大される(長期3年を超える懲役・禁錮にあたる事件)。これまでは、短期2年以上の懲役・禁錮にあたる事件のみが対象とされ、被疑者国選付添人制度との間でギャップが生じていたが、それが解消されることになる。

国選付添人制度 拡大の意義

少年鑑別所で観護措置を受ける少年は、成長途上の時期に約4週間にわたり身体を拘束される。退学あるいは失職のおそれや、少年院送致等の重大な処分を受ける可能性も高い。

拡大されたことの意義は大きい。観護措置総件数の8割以上を占める被疑者国選対象事件において、捜査段階から審判に至るまで、一貫した弁護士の法的援助が公的に保障されることになる。

今後の課題

このような少年に対する弁護士の法的援助は公的に保障されるべきであり、日弁連は全面的な国選付添人制度の実現を目指してきた。会員からの特別会費による「少年・刑事財政基金」に基づき「少年保護事件付添援助制度」を実施し、各弁護士会での「当番付添人弁護士制度」と連動させた結果、少年事件における付添人選任率は飛躍的に上昇した。

当会でも、早くから観護措置を受ける少年を当番弁護士制度の対象とし、また横浜家裁との協議により付添援助制度を積極的に活用するなど、先進的な取り組みを進めてきた。

今回、このような長年の取り組みが実を結び、国選付添人制度が大幅に

拡大されたこと、国選付添人の選任は、被疑者国選の場合とは異なり、裁判所の裁量によるものである。私たち弁護士は、積極的に裁判所へ国選付添人としての選任を求めていく必要がある。それとともに、国選付添人制度が拡大された趣旨を踏まえ、私たちの付添人活動を質的ににより一層向上させていかねばならない。検察官関与と制度の運用や少年刑の適用についても、法の趣旨に沿って適切になされるようチェックしていく必要がある。

当会では今後、改正少年法の施行に伴う手続上の変更点(家裁送致後は書面により国選付添人としての選任を求めることや、付添援助制度の申込要件の変更など)について、会員を対象とした研

平成26年度

関東十県会夏期研究会のご案内

日時：平成26年8月23日(土) 13時
場所：横浜ロイヤルパークホテル



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

憲法問題シンポジウム

高橋哲哉さんと考える

集団的自衛権行使の何が問題か

4月21日、高橋哲哉氏(哲学者、東京大学大学院教授)による講演が行われた。

月曜日の夕方というスケジュールの上、あいにくの雨模様だったが、約

400人の会場がほぼ満員となる盛況で、この問題に対する市民の皆さんの関心の高さがうかがわれた。

冒頭で、安倍政権が目指すゴールは何なのか、高橋氏は、集団的自衛権を行使すること、は、他国のために戦争をするということである。そして、戦争は必ずや戦死という犠牲を伴うものであることを指摘する。その上で、国家が戦争を遂行するためには、国民が戦争による犠牲を厭わない状況を作り上げる必要があるはずだと述べた。噴出するであろう「何のための戦争なのか」、「米国のために戦争を行うのか」という国民の疑問に対する答えを、国家は用意しておく必要があるからだ。

そして、本講演では、資料として雑誌「主婦之友」昭和19年1月号の記事が配布され、陸軍省監修の映画「靖国神社」(昭

修会の開催や「少年事件ハンドブック」の改訂等を予定しているの、是非

非参考としていただきた最後になるが、子ども

は、私たち大人が未来を託すべき大切な存在である。子どもたちの権利保

障と立ち直り支援に向け、皆様の一層の協力をお願いしたい。

和14年)の映像が放映された。この中で、大日本帝国憲法の下で国民の感情が実際にコントロールされた様や夫や息子や父を戦争で亡くした妻、母親、遺児が、その悲しみを、天皇が参拝する靖国神社に英霊として祀られるという栄誉を受ける誇り、喜びに転化させられる様が紹介された。

高橋氏は、この過程を「感情の錬金術」と称し、靖国神社は、「何のための戦死なのだ」という悲しみを「納得させる装置」であると述べた。

挙国一致の体制を構築しなければ戦争を遂行することは不可能であり、戦争をするためには、国家は、国民の内心までもコントロールする必要があるのだということに気づかされた。

戦争の犠牲を受け入れる覚悟をするのではなく、粘り強く平和外交を続けることによって、国を守る事ができるのでないか。

高橋氏は、平和憲法の理念を積極的に実現したいと述べられて、本講演は終了した。

(会員 関守 麻紀子)

山ゆり

待ちに待った? ゴールデンウィークがやってきた。本原稿執筆時は、ゴールデンウィーク真っ最中なのであるが、ゴールデンウィークという言葉から受ける印象について、皆様どのような印象をお持ちであろうか? ゴールデンウィークという言葉は、映画の世界において宣伝を兼ねて作り出された言葉のようである。そのためか、NHKは、大型連休という言葉を使用し、ゴールデンウィークという言葉は使用しないようだ。なお、ゴールデンウィークという言葉は、なぜか、ある損保会社が商標登録しているようである。言葉の使い方が、文章を書く場面において重要であることは、業務において痛感しているところであるが、会話においても、言葉の使い方によって印象は大きく異なる。言葉の使い方、伝え方によって、人の感じ方は全く異なり、使い方、伝え方によって対人関係がうまくいかないことや、紛争が生じることが多々見受けられる。▼以心伝心という言葉もあるが、言葉の使い方、伝え方を工夫することで、円滑な社会生活を送ることが出来る場面が多々あるのではないだろうか。今一度、言葉の使い方、伝え方を考えてみようと思う。

(青山 良治)

債権法改正の動向～司法制度委員会からのお知らせ

民法（債権関係）の改正に関する要綱案仮案の取りまとめが7月に迫っている。紙幅の関係で、今回は、大きな改正が予想される3項目に絞り、法制審議会の最新の議論状況をお伝えする。

1 錯誤

民法95条は抽象的な規定の代表格であり、判例法理と学説で実務が運用されていることから、これを取り入れて明文化することなどが検討されている。

具体的には、①錯誤の要件の「法律行為の要素」を「その錯誤がなかったとすれば表意者はその意思表示をせず、かつ、それが取引通念上相当と認められるとき」と明文化すること、②錯誤の効果として「無効」から「取消可能」とすること、③動機の錯誤につき、動機が相手方に表示されて法律行為の内容となっている場合や相手方によって惹起

された場合には取消可能とすること、④表意者に重過失がある場合の現行規定を維持しつつ、相手方に悪意・重過失、共通錯誤がある場合は適用除外とすること、⑤善意・無過失の第三者を保護する規定を新設することが、最新資料で提案されている。ただ、①の文言には異論もある。

（会員 松木 崇

2 消滅時効

債権の消滅時効に関する重要な改正提案として、まず、職業別の短期消滅時効の廃止が挙げられる。

また、原則的な時効期間と起算点につき、現行法を改め、主観的起算点（債権者が権利を行使できること及び債務者を知った時）から5年間又は客観的起算点（権利を行使することができる時）から10年間とすることが提案されており、これとの平仄から、商法522条の廃止も示唆されている。

さらに、中断事由等の整理・見直しの一環として、当事者間で権利に関する協議を行う旨の合意があったときは、協議続行を拒絶する通知から6か月又は上記合意から1年が経過するまで時効が完成しない「協議による時効完成の猶予」の新設も議論されている。

ほかに、生命・身体への侵害による損害賠償請求権の時効期間の長期化等、実務への影響が予想される提案が多数あるが、原則的な時効期間の短期化についてはなお慎重論も根強い。

（会員 高瀬 ふさ子

3 解除・危険負担

危険負担が廃止されると耳にした会員も多いと思う。

確かに、これまで法制審では、解除の要件から債務者の帰責事由を外し、帰責事由のない場合を律する危険負担を解除に一元化し、更に、解除の基準を「契約目的の達成」の可否により統一的に把握する案が検討されてきた。

ただ、研究者の多くはこれに納得せず、反対給付の債務者に履行拒絶権を与えるとの折衷的な案も出されたが、4月末時点では結論はまだ見えていない。

解除自体も、催告解除が原則との実務界の声を取り入れつつ、債務者の確定的拒絶、一部不能時の全部解除を規定するなど、相当に複雑な提案になっている。

（会員 石原 隆

かなバブ 最前線

旅立ち前の勤務弁護士たち

この度、私はかながわパブリック法律事務所（以下、「かなバブ」）に社員弁護士として参加することになりました。司法修習は58期、青森県五所川原市のつがるひまわり基金法律事務所の初代所長をつとめました。かなバブの社員弁護士である中山雅博会員は、ほぼ同時期に青森県むつ市のむつひまわり基金法律事務所

林弁護士は、5月1日付で群馬弁護士会に登録替えをして、群馬県中之条町に「あがつま法律事務所」を開設することになります。新事務所

林弁護士は、5月1日付で群馬弁護士会に登録替えをして、群馬県中之条町に「あがつま法律事務所」を開設することになります。新事務所

林弁護士は、5月1日付で群馬弁護士会に登録替えをして、群馬県中之条町に「あがつま法律事務所」を開設することになります。新事務所

林弁護士は、5月1日付で群馬弁護士会に登録替えをして、群馬県中之条町に「あがつま法律事務所」を開設することになります。新事務所

林弁護士は、5月1日付で群馬弁護士会に登録替えをして、群馬県中之条町に「あがつま法律事務所」を開設することになります。新事務所

林弁護士は、5月1日付で群馬弁護士会に登録替えをして、群馬県中之条町に「あがつま法律事務所」を開設することになります。新事務所

林弁護士は、5月1日付で群馬弁護士会に登録替えをして、群馬県中之条町に「あがつま法律事務所」を開設することになります。新事務所

林弁護士は、5月1日付で群馬弁護士会に登録替えをして、群馬県中之条町に「あがつま法律事務所」を開設することになります。新事務所

林弁護士は、5月1日付で群馬弁護士会に登録替えをして、群馬県中之条町に「あがつま法律事務所」を開設することになります。新事務所

林弁護士は、5月1日付で群馬弁護士会に登録替えをして、群馬県中之条町に「あがつま法律事務所」を開設することになります。新事務所

林弁護士は、5月1日付で群馬弁護士会に登録替えをして、群馬県中之条町に「あがつま法律事務所」を開設することになります。新事務所

左から、所長選任の通知を受領した神永会員、小林弁護士、傳田会員

（会員 北川 靖之

連続講座

「否認事件の戦い方」無罪判決を勝ち取ろう！」

「あつという間の1時間半」

受講者を引き込む小口会員の体験談

刑事弁護センター運営委員会では、3回シリーズで「無罪判決を勝ち取ろう」と銘打って、交通事故事件、ちかん事件、薬物事件を題材に、否認弁護活動に関する研修を企画した。これは、昨年の9月から、若手の刺激となる面白い研修を企画したいと温めてきたものだ。人づてに情報収集をし、前田八郎会員、小口千恵子会員、高原将光会員に講師役を依頼し、第2回目の4月22日は「ち

かん事件」をテーマに小口会員が担当した。小口会員は、ちかん事件の特殊性として被害者の供述が唯一の証拠となることを挙げ、特に、被害者が犯人の手をつかんで現行犯逮捕したとされる事件では、犯人の特定はできていることが前提とされてしまい、捜査が杜撰になりがちであることを実際の再現実況見分調書を例に力説した。そして、具体的な弁護活動として、被害者の身体、着衣、靴のサイズについて弁護側から検証請求したこと、夜の空いている電車内で行った再現実験の様子や車窓風景をビデオ化して証拠請求したこと、裁判所は弁論時にはすでに心証形成を終了しているのだからそれ以前の活動が大切であるとして、機会を逃さず

数々の意見書を提出したこと等を紹介した。最後に、小口会員は、無罪弁護では、なぜ被害者はそのように言うのか、TRUE STORYまで示さなければ不十分であると述べ、弁論では、検察側証拠の問題点は何度でも繰り返し、事件の顔は30秒で語れ、中学生にもわかるキャッチコピーで共感を得よと述べた。

あつという間の1時間半だった。恐らく、会場の受講者は皆、そこまでやるのかと圧倒されると同時に、だからこそ無罪判決が取れたのだと納得したはずである。

若手、ベテランを問わず、刑事弁護に関心がある会員には、是非、DVDを借りての受講をおすすめしたい。

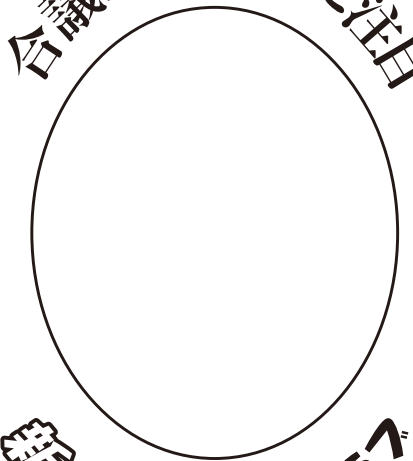
(会員 中川 裕貴子)

相模原地域の司法アクセスの向上は、実現するのでしょうか。かつてこの地域を担当した記者として、横浜地裁相模原支部での合議裁判の実施に注目しています。

する旧津久井郡内の北西部からでは、地裁相模原支部までも公共交通機関を使えば片

では、さらなる負担となります。私自身、3年前に相模原の

合議制の実施に注目



皆さんから記者クラブ

一口に相模原と言ってもその面積は広く、山梨県に隣接

道2時間近くかかるのが実情です。関内にある横浜地裁ま

支局で勤務していた当時は地裁相模原支部の取材も担当し

ていましたが、ほとんど「ノーマーク」。合議制が行われていないことを言い訳にするつもりはないのですが、民事裁判など一度も取材をしたことがありませんでした。報道すべき問題を見落としていたのではと反省しています。

横浜地裁の担当となった今、司法に救済を求める人たちを取材していると、あらためて裁判を受ける権利の重要性に気づかれます。県内の司法基盤の充実に向け、相模原支部での合議裁判が行われるよう、地元紙としても後押ししていければと思います。

(神奈川新聞社 川口 肇)

高齢者・障がい者のための全国一斉電話相談会

鳴りっぱなしの5本の電話



4月15日、遺言の日にちなんだ恒例の日弁連と当会による全国一斉電話相談会が行われた。今回は、高齢者・障が

一斉に鳴る5本の電話に対応する当会会員

い者に関する司法アクセス障害を解消するため、例年の遺言・相続相談のみならず他の法律問題にまで相談対象が広がられた。そのためか、全相談件数94件のうち遺言・相続に関する相談は63件と相変わらず多かったものの、それ以外の相談、たとえば成年後見・財産管理に関する相談が9件も寄せられるなど、遺言・相続以外の相談が全体の3割近くも寄せられた。

また今回は、昼のテレビとラジオのNHKニュースでこの相談会が紹介されたため、午後76件もの相談が集中し、午後5本の電話がほぼ鳴りっぱなしとなり、担当者は受話器を置く間もなく次の相談に対応しなければならぬほどの盛況ぶりであった。

当会としては、このような機会を通してさらに高齢者・障がい者に関する法律相談へのアクセス整備を行っていく必要があると考えさせられた1日であった。

(高齢者・障害者の権利に関する委員会委員長 内嶋 順一)

理事者室

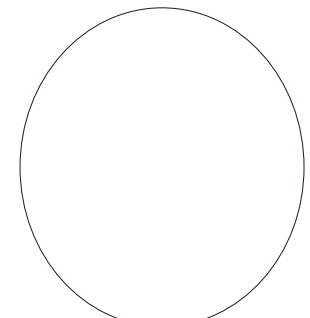
だより

すばらしきメンバーの紹介

会員 岩田 武司

ライドポテトです(必ず真っ先に注文します)。

畑中隆爾副会長。野球部の伝説的エースと自称しています。



まず、小野毅会長から。わが会の三大瞬間湯沸かし器と異名をとった往年の勇姿(?)は、副会長

たちに気を使っているのか、今のところなりをひそめています。むしろ、理事者室では、くまのプーさんのぬいぐるみのように可愛らしい姿で、仕事に忙殺される副会長の面々をうらやましそうに眺めています。好物はフ

ライドポテトです(必ず真っ先に注文します)。

武内大徳副会長。いかつい外見とは裏腹に繊細なハートの持ち主。いち早く理事者室の机を自分のカラーに染上げるなど、その粋なセンスは育ちの良さを感じさせます。どんなに夜遅くまで飲んでも翌朝の公園の散歩は欠かさない優雅さをもつ反面、ただでさえハードな副会長職と同時に小学校のPTA会長も引き受けるという破天荒な一面も。

古田玄副会長。今のところ理事者室で見えない日はありません。朝の10時から出社しており、完全に弁護士会職員に同化

吉川知恵子副会長。某ビルメーカーの伝説の広報ウーマン時代の名残りか、全国の隅々までホテル観光業界への影響力には目を見張るものがあり、今期が始まる前から「影の筆頭」の称号を欲しいままにしています。岩田・畑中からのストライクゾーンすれすれの発言にも堪え、理事者室の雰囲気や常にかんやかに保つ功労者でもあります。紙幅が尽きてしまいましたが、そんなメンバーの一番楽しそうなのが私、岩田でした。

私の赤じい

会員 飯田 伸一

平成19年11月11日、私は休日を利用して城めぐりの旅に出た。財団法人日本城郭協会選定の日本100名城のスタンプラリーの始まりである。

2人目であった。城巡りを振り返り、城ジイの独断と偏見でベスト5を選んだ。

第1位 何と言っても姫路城 五層七階の天守閣と3棟の小天守閣の連なりは日本一の美しさ。さすが世界遺産かつ国宝。

第2位 松本城 やや小ぶりながら、黒い板張りの天守閣は白い雪をかぶる背景の常念岳と見事なコントラスト。こちらも国宝。

第3位 人吉城 こちら天守閣はないが城跡の白壁と市内の

史跡、車窓からの球磨川の景色、JR九州自慢のいさぶろう・しんぺい号で行く肥薩線、薩摩五岳ループ線の素晴らしい景色の三位一体の合わせ技。

第4位 播州竹田城 JR駅やふもとから仰ぎ見る、山上にえんえん続く城壁は「天空の城ラピュタ」をほうふつとさせる。

4月19日、神戸市内で名古屋ローヤーズ、神戸ドルフィンズ、横浜マリナーズの3チームによる対抗戦（三港対抗）が行われた。

マリナーズの第1試合の相手は、神戸ドルフィンズ。投手として初出場となる森弘史会員をはじめフレッシュなメンバーで試合に臨んだ。2回表に、飛田憲一会員がレフト前にタイムリーを放ちチームに勢いを与える

「お城めぐり」

筆者おすすめ第2位の松本城をバックに

第5位 熊本城 築城名人加藤清正が築いた名城。江戸幕府が行った大名普請でも、他の石垣が崩れても清正が築いた石垣はビクともしなかったと言われている。高石垣と天守閣の組み合わせが美しい。この城と、松本城、姫路城を3名城とする説もある。ゆるキャラ「くまモン」も大人気。

新人弁護士奮闘記

弁護士登録（新64期）して、早2年半が経った。せっかくの機会をいただいたので、ぼんやりとした回顧と展望を認めたいと思う。

したことは、当事者の話をして、早2年半が経った。せっかくの機会をいただいたので、ぼんやりとした回顧と展望を認めたいと思う。

たかなと振り返ることがある。

事務所では、入所以来、期も年齢も最若手として君臨し続けている。丁寧な指導をたくさん受けた

か」という感覚に陥る瞬間もある。ある事件で反対尋問をボスと半分ずつ初めて担当したときは、ボスの臨機応変さに目を奪われ、できあがった尋問調書でも自分が担当し

になりかねないと危機感も抱いている。2年半で成長できた点が少しはあると信じているが、今後は、特定の専門分野を継続的に探求する活動にも、より積極的に参加したいと考えている。

元来、楽観的な性格だが、時には気分転換も必要だろうと、10年近く休んでいたピアノのレッスンを再開した。また、昨夏訪れた石垣島に魅せられ、すでに3回も通ってしまっている。仕事も生活もどちらも充実させて、長くこの仕事を続けたいと考えて、新人3年目を過ごしている。

3年目を迎えて

ーぼんやりとした回顧と展望ー

新64期 会員 渡辺 一平

ことがいかに難しいかという点だ。「先生に依頼できて本当に良かった」、「先生が接見に来てくれることが癒しだった」などと言われると、事件の解決で少しは精神

れるのも最若手の特権である。3年目に入り、曲がりなりにも弁護士らしい仕事ができるようになってきたと感じる一方、「本当に自分は弁護士になったのだろうか

た部分の不甲斐なさや使えなさに目を覆った。精進あるのみである。

この2年半はあつという間、節目を意識しなければ、気付くと何十年も経っていたということ

球春到来！

西達夫会員のセンター前タイムリーが出るなどこの回に一挙3点をあげる猛攻をみせ、終わってみれば10-2の大差で勝利した。この日三塁打一本・二塁打一本と大活躍をみせた「遠征の北川」こと北川貴啓会員と、この日初登板ながら強豪神戸を4回1失点で封じ込めた森弘史会員の活躍が特に目立った試合であった。

マリナーズの第2試合の相手は、名古屋ローヤーズ。先発の堀口憲治郎会員が3回を無四球無失点に抑える安定したピッチングをみせれば、4回表には、森弘史会員、安達由幸会員の連続長打で先制し、長谷山尚城会員のセンター前タイムリーで続き、2点を先制した。

その後、西村隆雄会員、筆者の継投で逃げ切りを図るも2点を失い、最終回にも筆者がヒットを2本打たれ一打サヨナラのピンチを招いたが、最後は何とか踏みとどまり2-1の引き分けで終わった。

今年の三港対抗は、1勝1分という結果だけでなく、内容的にも締まった試合となり、チームとして大変意義のある遠征となった。一方で、守備面・走塁面等で若干の課題も浮き彫りとなった。この遠征での収穫と課題を踏まえ、日夜精進を重ね、10月に岩手で行われる全国大会への出場、そして全国大会での単独優勝を目指したい。

(会員 元嶋 亮)

編集後記

連絡はメールからSNSに、保存はメモリからクラウドになった。文字入力フリック入力が入力

デスク 三谷 淳
記者 高橋 健二
田淵 大輔
早川 和孝
波田野 馨子
青山 良治
中嶋 慶子

今にゆとり

掛金は全額所得控除で税金がおトク。

- 掛金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減されます。
- ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- 加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。
- 掛金を年度分前納すると、割引があります。

老後にゆとり

基本は終身年金。だから一生通ってお受け取り。

- 65歳から生涯受け取る終身年金(A型・B型)が基本です。長い老後の生活に備えることができます。
- 万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。(B型を除く)

自営業・フリーランスの味方です。

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

日本弁護士国民年金基金

平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。＊日本国内に住所を有する方に限ります。

資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽に！

03-3581-3739

http://www.bknk.or.jp

日本弁護士国民年金基金

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14 階



わたしも、国民年金基金です。